

証券コード 3719

令和4年3月15日

株主各位

東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
株式会社 ジェクシード
代表取締役 新井 良

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただけますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://gexeed.premium-yutaiclub.jp/>)にアクセスしていただき、令和4年3月29日（火曜日）午後5時30分までに、各議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使については、後記38頁に記載の＜電子議決権行使に関するご注意事項＞をご確認いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 令和4年3月30日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館 7階 707号会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。) |

3. 目的事項

報告事項

1. 第58期（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
下さいますようお願い申し上げます。

<代理人による議決権行使のご案内>

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.gexeed.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 令和3年1月1日から  
令和3年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループはこれまで、経営基盤の再構築を進めるとともに、当社グループの既存事業領域に隣接した事業領域への事業拡大及び新規事業領域の創出を進め、積極的に資本・業務提携やM&Aを進めてまいりました。令和7年12月期を最終年度とした中長期経営計画を推進し、経営基盤の再構築を進めるとともに、当社グループの既存事業領域に隣接した事業領域への事業拡大を図るために、積極的に資本・業務提携等のM&Aや新規事業の創出を進めておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で取引先への訪問が制限され営業機会が減少したことから、新規案件の受注が減少しました。また、営業費用の圧縮をしておりましたが、来期以降の事業展開を見据えて技術者の採用を積極的に開始した事から、営業費用が増加しました。この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度における当社の業績につきましては、売上高は495,573千円、営業損失は91,541千円、経常損失は91,783千円、親会社株主に帰属する当期純損失は133,814千円となりました。なお、子会社である株式会社XYEEDのビジネスインキュベーション事業の本格的な開始を見据え、当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。しかし、事業計画等を再検討した結果、株式会社XYEEDは令和3年12月に解散することを決議いたしました。なお、当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前期との比較分析は行っておりません。

新型コロナウイルス感染症の再拡大による政府の緊急事態宣言の再度の発令を受け、当社グループにおきましては、従業員の安全確保を最優先に考え令和3年12月期のほとんどの期間を在宅勤務とし、テレワークにより業務を遂行しておりましたが、業務の遂行において支障は出ておりません。今後につきましても情勢を確認いたしながら、引き続き一部テレワークによる実務を行う予定です。

各分野別の状況は次のとおりであります。

##### イ. 既存事業領域（業務コンサルティング）

当社の主要な事業分野である「ERPコンサルティング」においては、オラクル社のJD Edwards及びNetSuiteに関連する案件を中心に推移しております。JD Edwardsを継続して利用する企業向けの保守及びバージョンアップ、サーバーのリプレース、クラウドへの移行等の案件を継続して支援しております。また、利用中のハードウェアの老朽化や保守期限の到来、運用コストの削減等の理由によりJD Edwardsをオンプレミスの環境

からクラウド環境へ移行する企業の受注に繋げております。

しかしながら企業の設備投資に対する動向がまだ回復しておらず、新規案件の受注が停滞しているためにコンサルタント稼働率が低下しており、業績に影響を受けました。NetSuiteに関しては、導入支援の受注が回復傾向にあり、また、既存顧客への運用支援を受注しております。

令和4年以降につきましては、他のERP製品の扱いを増やし、窓口を広くして受注を促進してまいる予定です。「人事コンサルティング」の分野においては、タレントマネジメント（人材の適材配置及び育成管理）の導入及び定着化支援及び導入支援を行っております。

ロ．自動化・効率化コンサルティング領域（RPA、AI、XR等）

新たな事業として取り組んでおりましたRPA及びAI領域においては、当社での商談が減少したため、技術者の稼働の割合を減少させ、他の領域での稼働を優先させております。

ハ．M&A及び新規事業領域

既存事業領域における事業の拡大、新規事業領域への進出に向けて、当社との間でシナジーが期待できる企業との資本・業務提携等のM&Aの検討及び交渉を継続して進めておりましたが、利益計画等を勘案して新規事業領域への進出については当面縮小いたします。

ニ．その他

安定的な経営を継続するために、以下の取り組みを積極的に進めております。

1. マーケティング活動による見込み客の開拓
2. 即戦力となるコンサルタントの採用、外部コンサルタントとの協業
3. コンサルタントの育成によるスキルアップ及び多能化による収益率の改善
4. 既存顧客向け付加価値サービスの開発と提案
5. 既存サービスの拡張、既存パートナーとの関係強化
6. ERPコンサルティング事業強化のための採用と育成
7. 株主還元策の充実

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました主な設備投資は、東京都台東区に開設したスキルセンターの建物附属設備1,728千円と工具器具備品240千円であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新株予約権の行使により156,000千円の調達を行いました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

令和3年4月26日付で株式会社ビジネスロボットの株式1,600株を取得しました。当社の持株比率は32.65%で持分法適用会社となりました。

令和3年12月21日付にて、Revolution of Kitten Incの保有株式495株全てを譲渡いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                         | 第58期<br>(当連結会計年度)<br>(令和3年12月期) |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                  | 495,573                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△) (千円) | △133,814                        |
| 1株当たり<br>当期純損失(△) (円)       | △5.97                           |
| 総 資 産 (千円)                  | 1,010,752                       |
| 純 資 産 (千円)                  | 850,627                         |
| 1株当たり純資産 (円)                | 36.82                           |

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第55期<br>(平成30年12月期) | 第56期<br>(令和元年12月期) | 第57期<br>(令和2年12月期) | 第58期<br>(当事業年度)<br>(令和3年12月期) |
|-------------------------------------------|---------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                | 674,117             | 654,119            | 476,939            | 480,074                       |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)                  | 2,535               | 6,493              | △85,519            | △129,416                      |
| 1株当たり<br>当期純利益又は<br>1株当たり<br>当期純損失(△) (円) | 0.14                | 0.35               | △4.12              | △5.77                         |
| 総 資 産 (千円)                                | 657,891             | 799,755            | 1,091,699          | 1,011,148                     |
| 純 資 産 (千円)                                | 508,537             | 649,203            | 840,170            | 850,582                       |
| 1株当たり<br>純 資 産 額 (円)                      | 27.49               | 32.98              | 38.44              | 36.82                         |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名       | 資本金     | 議決権比率 | 事業内容          |
|-----------|---------|-------|---------------|
| 株式会社XYEED | 4,000万円 | 100%  | I Tコンサルティング事業 |

(注) 株式会社XYEEDは、令和3年12月に解散することを決議いたしました。

### (4) 対処すべき課題

近年においては、クラウドコンピューティングの普及、AIやIoT等の先端IT技術の活用、働き方改革による業務の効率化など、デジタル化への取り組みを積極的に推進する企業が増加しております。このような需要を捉えて、当社では将来成長が見込める領域へと事業の拡大を進める予定としておりましたが、継続的に収益を確保する仕組みを整備し事業の安定化を図るため、原点に回帰し事業の柱であるERPソリューションに関連するコンサルティングに経営資源を集中してまいります。

#### ① 財務基盤の充実

当社では、事業規模の拡大を実現するために増資や金融機関からの融資により財務基盤を充実し、運転資金を確保するとともに、戦略的な投資を実行してまいります。

#### ② 短期間での業容の拡大

当社では、短期間での業容の拡大を実現するために、当社グループとの間でシナジーが見込める企業と資本・業務提携等のM&Aにより不足する人材の確保を視野に入れて取り組んでまいります。

#### ③ 株主価値の創造

当社は、株主の皆様への利益還元を経営における重要課題の1つであると認識しております。当社株式への投資の魅力をより一層高め中長期的に保有いただける株主様の増加を図ることを目的として、株主優待制度を新設しました。また、剰余金の配当（復配）を早期に実施・継続していくとともに、経営方針や中長期的な企業価値向上に向けた取り組みについて適切な情報を適時発信し、株主の皆様からのご意見を経営判断の参考とするための仕組みの構築に取り組んでまいります。

### (5) 主要な事業内容（令和3年12月31日現在）

| 事業区分       | 主要製品                                                                       |
|------------|----------------------------------------------------------------------------|
| コンサルティング事業 | システムコンサルティング、ビジネスコンサルティング、CIO/CMO支援、Webマーケティング支援、株式公開支援業務、M&A・企業再生コンサルティング |



(6) 主要な営業所（令和3年12月31日現在）

① 当社の主要な事業所

|    |                      |
|----|----------------------|
| 本社 | 東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11 |
|----|----------------------|

② 主要な子会社の事業所

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 株式会社XYEED | 東京都千代田区九段南1丁目5番6号 |
|-----------|-------------------|

(7) 使用人の状況（令和3年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数     | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|----------|-------------|
| ITコンサルティング事業 | 35 (1) 名 | —           |
| 合計           | 35 (1) 名 | —           |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 34 (1) 名 | 5名減 (—)   | 42.1歳 | 8.8年   |

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和3年12月31日現在）

| 借入先        | 借入金残高     |
|------------|-----------|
| 株式会社東日本銀行  | 55,536 千円 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 29,161 千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況（令和3年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 23,100,732株

（注）新株予約権の行使による新株の発行により、前事業年度末に比べ1,300,000株増加しております。

(3) 株主数 3,436名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                   | 持株数     | 持株比率   |
|-------------------------------------------------------|---------|--------|
| GX PARTNERS CO., LIMITED                              | 5,872千株 | 25.42% |
| INTERACTIVE BROKERS LLC                               | 1,710千株 | 7.40%  |
| MONEX BOOM SECURITIES (H.K.) LIMITED                  | 1,089千株 | 4.71%  |
| 五十嵐 輝夫                                                | 944千株   | 4.08%  |
| VALUE CONSULTANT LIMITED                              | 900千株   | 3.89%  |
| マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社                                | 500千株   | 2.16%  |
| BANK JULIUS BAER AND CO.LTD. HONG KONG CLIENT ACCOUNT | 455千株   | 1.96%  |
| 株式会社ゼット                                               | 454千株   | 1.97%  |
| 西村 文雄                                                 | 409千株   | 1.77%  |
| 岡三にいがた証券株式会社                                          | 390千株   | 1.68%  |

（注）持株比率は自己株式（237株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員の状況

- (1) 取締役の状況（令和3年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                   |
|---------------|--------|--------------------------------|
| 代表取締役         | 新井 良   | 社長執行役員                         |
| 取締役           | 辛 澤    | GX PARTNERS CO., LIMITED 代表取締役 |
| 取締役（社外）       | 松田 華織  | 株式会社Not 取締役                    |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 石川 祐一  | 株式会社XYEED 監査役                  |
| 取締役（監査等委員・社外） | 寺尾 潔   | 株式会社E-FAS 代表取締役<br>辰巳監査法人 代表社員 |
| 取締役（監査等委員・社外） | 大澤 健太郎 | 司法書士事務所アルファ・パートナーズ 代表司法書士      |
| 取締役（監査等委員・社外） | 宋 青    | 太豊通商株式会社 専務取締役                 |

- (注) 1. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
2. 当社は、東京証券取引所に対して、松田華織氏、寺尾潔氏、大澤健太郎氏及び宋青氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 当社と松田華織氏、寺尾潔氏、大澤健太郎氏及び宋青氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。また、令和3年10月15日をもって社外取締役を辞任いたしました松本敏氏との間で同様の契約を締結しておりました。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けること

により、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5. 寺尾潔氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

| 氏名    | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び<br>重要な兼職の状況                 |
|-------|------------|------|-----------------------------------------|
| 野澤 裕  | 令和3年3月26日  | 任期満了 | 代表取締役・社長執行役員<br>(株)クラウドカスタマーサクセス 取締役CSO |
| 山口 和秋 | 令和3年3月26日  | 任期満了 | 取締役                                     |
| 倉澤 治雄 | 令和3年10月15日 | 辞任   | 代表取締役・社長執行役員<br>Bee Media LLC. 代表社員     |
| 石床 誠  | 令和3年10月15日 | 辞任   | 取締役・副社長執行役員                             |
| 松本 敏  | 令和3年10月15日 | 辞任   | 社外取締役                                   |
| 佐藤 烈臣 | 令和3年3月26日  | 辞任   | 取締役（監査等委員）                              |

(3) 取締役の報酬等の額

| 区 分                        | 員 数         | 報酬等の額               |
|----------------------------|-------------|---------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 10名<br>(4名) | 28,140千円<br>(1,520) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 6名<br>(5名)  | 8,760千円<br>(3,960)  |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 16名<br>(9名) | 36,900千円<br>(5,480) |

- (注) 1. 上記には、令和3年3月26日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、取締役（監査等委員）2名（うち社外取締役2名）及び令和3年10月15日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役会は、代表取締役新井良に対し、各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成28年3月30日開催の第52期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額50,000千円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏名     | 重要な兼職の状況                       | 当社と当該他の法人等との関係 |
|--------|--------------------------------|----------------|
| 松田華織   | 株式会社Not 取締役                    | 該当事項はありません。    |
| 寺尾 潔   | 株式会社E-FAS 代表取締役<br>辰巳監査法人 代表社員 | 該当事項はありません。    |
| 大澤 健太郎 | 司法書士事務所「ルファ・パートナーズ」代表司法書士      | 該当事項はありません。    |
| 宋 青    | 太豊通商株式会社 専務取締役                 | 該当事項はありません。    |

※令和3年10月15日付で退任いたしました社外取締役松本敏氏が関係する他の法人等と当社との関係については該当する事項はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。

##### ③当事業年度における主な活動状況

|                      | 活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                    |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>松本 敏          | 令和3年10月15日付で退任いたしましたが、当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われておりました。                                                            |
| 取締役<br>松田 華織         | 就任以降当事業年度に開催された取締役会3回のうち2回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営、事業展開に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。                                                                      |
| 取締役（監査等委員）<br>寺尾 潔   | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営、財務会計に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。   |
| 取締役（監査等委員）<br>大澤 健太郎 | 就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な司法書士としての経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>宋 青    | 就任以降当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回、監査等委員会10回のうち9回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。              |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、役員を対象とした行動指針として企業行動憲章を定め、周知徹底させる。
  - ・コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役会に対する報告に関しては、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスクマネジメント委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
  - ・各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスクマネジメント委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・リスクマネジメント委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
  - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社における業務の適正を確保するため、当社グループ会社管理規程及びコンプライアンス・ポリシーを定め、コンプライアンス体制を構築する。
  - ・リスクマネジメント委員会は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。



- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会の業務補助のため必要に応じて、スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。また、前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
  - ・内部通報制度を整備し、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて事業部門会議その他の重要な会議等に参加し、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。
  - ・幅広く現場の意見を聴取し、当該意見をいち早く経営に反映させるため、月1回の経営会議（構成員は執行役員、監査等委員、必要に応じて本部長）を開催する。
  - ・監査等委員は職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の履行を保障される。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、企業行動憲章において、反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ・取締役会

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに当社及び関連会社の業務執行の監督を行っております。なお、当社では、会社の戦略的かつ迅速な経営を実現し、競争力を維持・強化するために執行役員制を導入し、経営の意思決定・業務執行の監督（取締役会）と業務執行（執行役員）を分離し役割分担の明確化を図っております。取締役会の意思決定を要する重要事項については、経営会議及び各種会議で事前審議を行っております。

### ・監査等委員会

監査等委員会は取締役（監査等委員）4名で構成され、常勤取締役（委員長）が1名及び他3名が独立性の高い社外取締役であります。なお、毎月定例監査等委員会と必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、経営の適法性及び妥当性の監査を行うこととしております。委員長は、必要に応じて経営会議、その他の重要会議に出席し、執行役員の職務遂行状況について法令遵守及び企業倫理の観点からも十分な監査を継続的に行う体制となっております。また、会計監査人との意見交換会を定期的で開催することとしております。当社は、経営全般にわたり法令を遵守し、迅速かつ的確な意思決定と執行を図るとともに、透明性を確保するために、このような体制を採用しております。なお、内部統制面については、事業活動における法令遵守、業務の適正性及び効率性を確保するため、内部監査規程、コンプライアンス規程、行動基準などの社内規程類等の整備、運用に取り組んでおります。また、内部監査を適正かつ円滑に実施するために、内部監査担当を設置しており、一定の基準に従って、審査等を行っております。内部監査担当は、実施した内部監査の結果状況を監査等委員に報告する体制としております。監査等委員は、内部監査担当に対して、必要な調査・報告を要請いたします。

### ・社外取締役

当社の取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）3名が社外取締役であります。

社外取締役は、取締役会に出席し、社外経験を活かした客観的な見地及び独立した立場から他の取締役の監視監督を行っております。また、内部監査担当による報告や各種情報を取締役会を通じ入手するとともに、必要があれば直接情報・意見の交換等を行い、監視監督の質の向上を図っております。さらに、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受け、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図っております。

### ・内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役により管理本部に所属する従業員が指名され、内部監査担当の業務として相互監査の方法により業務の監査を実行しております。内部監査担当は監査等委員会とも協調した上で、年間監査計画に基づき関係諸法令や当社諸規程に従い当社及び関連会社の監査・指導を行っております。

## 連結貸借対照表

(令和3年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部                 |           |
| 流 動 資 産         | 849,879   | 流 動 負 債                 | 112,925   |
| 現金及び預金          | 754,830   | 買 掛 金                   | 14,254    |
| 売 掛 金           | 49,729    | 1年内返済予定の長期借入金           | 62,509    |
| 仕 掛 品           | 15,830    | 未 払 法 人 税 等             | 4,946     |
| 前 払 費 用         | 5,627     | 未 払 消 費 税 等             | 10,369    |
| そ の 他           | 24,234    | そ の 他                   | 20,845    |
| 貸 倒 引 当 金       | △372      | 固 定 負 債                 | 47,199    |
| 固 定 資 産         | 160,872   | 長 期 借 入 金               | 22,188    |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,939     | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 25,011    |
| 建 物             | 1,707     | 負 債 合 計                 | 160,124   |
| 工 具 器 具 備 品     | 232       | 純 資 産 の 部               |           |
| 無 形 固 定 資 産     | 2,983     | 株 主 資 本                 | 859,027   |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 2,983     | 資 本 金                   | 483,468   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 155,949   | 資 本 剰 余 金               | 583,436   |
| 投 資 有 価 証 券     | 125,550   | 利 益 剰 余 金               | △207,847  |
| 関 係 会 社 株 式     | 20,044    | 自 己 株 式                 | △29       |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 10,355    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | △8,400    |
| 資 産 合 計         | 1,010,752 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △8,400    |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 850,627   |
|                 |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 1,010,752 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 令和3年1月1日から  
令和3年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    | 金 額      |
|-----------------|--------|----------|
| 売上高             |        | 495,573  |
| 売上原価            |        | 410,033  |
| 売上総利益           |        | 85,539   |
| 販売費及び一般管理費      |        | 177,081  |
| 営業損失            |        | △91,541  |
| 営業外収益           |        |          |
| 受取利息            | 25     |          |
| 助成金収入           | 200    |          |
| その他の            | 9      |          |
| 持分法による投資利益      | 44     | 279      |
| 営業外費用           |        |          |
| 支払利息            | 521    | 521      |
| 経常損失            |        | △91,783  |
| 特別利益            |        |          |
| 固定資産売却益         | 1,053  | 1,053    |
| 特別損失            |        |          |
| 減損損失            | 1,695  |          |
| 固定資産除却損         | 27,508 |          |
| 投資有価証券売却損       | 10,000 |          |
| 事業整理損           | 817    |          |
| 臨時株主総会費用        | 1,425  | 41,446   |
| 税金等調整前当期純損失     |        | △132,176 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,671  | 1,671    |
| 当期純損失           |        | △133,847 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |        | △32      |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |        | △133,814 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 令和3年1月1日から  
令和3年12月31日まで )

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |         |          |         |          |
|---------------------|---------|---------|----------|---------|----------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自 己 株 式 | 株主資本合計   |
| 令和3年1月1日残高          | 404,376 | 504,344 | △80,769  | △29     | 827,922  |
| 当 期 変 動 額           |         |         |          |         |          |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | 79,092  | 79,092  |          |         | 158,184  |
| 親会社株主に帰属する当期純損失     |         |         | △133,814 |         | △133,814 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |         | 6,736    |         | 6,736    |
| 当期変動額合計             | 79,092  | 79,092  | △127,078 |         | 31,105   |
| 令和3年12月31日残高        | 483,468 | 583,436 | △207,847 | △29     | 859,027  |

|                     | その他の包括利益累計額  |               | 新株予約権  | 非支配株主持分 | 純 資 産 計  |
|---------------------|--------------|---------------|--------|---------|----------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |        |         |          |
| 令和3年1月1日残高          | 7,770        | 7,770         | 2,184  | 32      | 837,909  |
| 当 期 変 動 額           |              |               |        |         |          |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     |              |               |        |         | 158,184  |
| 親会社株主に帰属する当期純損失     |              |               |        |         | △133,814 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △16,170      | △16,170       | △2,184 | △32     | △11,651  |
| 当期変動額合計             | △16,170      | △16,170       | △2,184 | △32     | 12,718   |
| 令和3年12月31日残高        | △8,400       | △8,400        | －      | －       | 850,627  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社XYEED

##### ② 非連結子会社の状況

- ・該当事項はありません。

##### ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

- ・該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

1社

- ・主要な会社等の名称 ビジネスロボット株式会社

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・該当事項はありません。

##### ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

- ・該当事項はありません。

##### ④ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

##### ① 連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社XYEEDを連結の範囲に含めております。これは、株式会社XYEEDの重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

##### ② 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度からビジネスロボット株式会社を持分法適用の関連会社を含めております。これは、当連結会計年度中に当社が新たにビジネスロボット株式会社株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社を含めることとしたものであります。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法



ロ. たな卸資産

・商品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|         |        |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 8年～15年 |
| 工具器具備品  | 2年～15年 |

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法、販売用ソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、連結会計年度末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。



#### 4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

##### (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響で取引先への訪問が制限され営業機会が減少したことから、新規案件の受注が減少し業績に影響を受けました。

このような状況は、翌連結会計年度より徐々に回復すると仮定して、固定資産の減損などの会計上の見積を行っております。なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高いため、状況に変化が生じた場合には、将来における財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

該当事項はありません。

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

12,553千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額1,695千円が含まれております。

##### (3) 保証債務

該当事項はありません。

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

23,100,732株

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

##### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

#### 7. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金を金融機関等からの借入、新株予約権及び新株の発行により調達し、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブ取引については行っておりません。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は当社の賃貸契約における敷金であり、貸借先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の支払期日は3ヶ月以内であります。借入金は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、固定金利のため金利変動のリスクはありません。預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い担当部門が取引先状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握とリスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は借入金等について、総額に対する変動金利での調達割合を抑制する管理方針をとっております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は資金繰計画を作成・更新し、適正な手許流動性を確保しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因をおり込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（注2．参照）及び重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

(単位：千円)

|                | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額 |
|----------------|----------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金     | 754,830        | 754,830 | —  |
| (2) 売掛金        | 49,729         | 49,729  | —  |
| (3) 投資有価証券     | 69,300         | 69,300  | —  |
| 資産計            | 873,859        | 873,859 | —  |
| (4) 買掛金        | 14,254         | 14,254  | —  |
| (5) 未払法人税等     | 4,946          | 4,946   | —  |
| (6) 未払消費税等     | 10,369         | 10,369  | —  |
| (7) 長期借入金 (※1) | 84,697         | 84,697  | —  |
| 負債計            | 114,266        | 114,266 | —  |

(※1) 1年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めて表示しております。

注1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(4) 買掛金 (5) 法人税等 (6) 未払消費税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 連結貸借対照表計上額 |
|---------|------------|
| 投資有価証券  | 56,250     |
| 関係会社株式  | 20,044     |
| 敷金及び保証金 | 10,355     |

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価等開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|---------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 754,830 | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 49,729  | —           | —            | —    |
| 合計     | 804,559 | —           | —            | —    |

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

36円82銭

(2) 1株当たり当期純損失(△)

△5円97銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(令和3年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| 資 産 の 部  |           | 負 債 の 部         |           |
| 流 動 資 産  | 833,532   | 流 動 負 債         | 113,366   |
| 現金及び預金   | 750,428   | 買掛金             | 15,162    |
| 売掛金      | 42,017    | 1年内返済予定の長期借入金   | 62,509    |
| 仕掛品      | 15,830    | 未払金             | 4,582     |
| 前払費用     | 5,627     | 未払費用            | 7,636     |
| 未収入金     | 20,000    | 未払法人税等          | 4,946     |
| 貸倒引当金    | △372      | 未払消費税等          | 10,369    |
| 固 定 資 産  | 177,615   | 預り金             | 8,159     |
| 有形固定資産   | 1,939     | 固 定 負 債         | 47,199    |
| 建物       | 1,707     | 長期借入金           | 22,188    |
| 工具器具備品   | 232       | 退職給付引当金         | 25,011    |
| 無形固定資産   | 2,983     | 負 債 合 計         | 160,565   |
| ソフトウェア   | 2,983     | 純 資 産 の 部       |           |
| 投資その他の資産 | 172,693   | 株 主 資 本         | 858,982   |
| 投資有価証券   | 125,550   | 資本金             | 483,468   |
| 関係会社株式   | 36,818    | 資本剰余金           | 583,436   |
| 敷金及び保証金  | 10,325    | 資本準備金           | 583,436   |
| その他      |           | 利益剰余金           | △207,892  |
|          |           | 利益準備金           | 550       |
|          |           | その他利益剰余金        | △208,442  |
|          |           | 繰越利益剰余金         | △208,442  |
|          |           | 自己株式            | △29       |
|          |           | 評価・換算差額等        | △8,400    |
|          |           | その他有価証券評価差額金    | △8,400    |
| 資 産 合 計  | 1,011,148 | 純 資 産 合 計       | 850,582   |
|          |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,011,148 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 令和3年1月1日から  
令和3年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額      |
|-------------------------|----------|
| 売 上 高                   | 480,074  |
| 売 上 原 価                 | 380,880  |
| 売 上 総 利 益               | 99,194   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 162,889  |
| 営 業 損 失                 | △63,695  |
| 営 業 外 収 益               |          |
| 受 取 利 息                 | 25       |
| 助 成 金 収 入               | 200      |
| そ の 他                   | 9        |
| 営 業 外 費 用               |          |
| 支 払 利 息                 | 521      |
| 経 常 損 失                 | △63,982  |
| 特 別 損 失                 |          |
| 減 損 損 失                 | 1,695    |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 17,658   |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損       | 10,000   |
| 臨 時 株 主 総 会 費 用         | 1,425    |
| 子 会 社 株 式 評 価 損         | 33,672   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         | △128,434 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 982      |
| 当 期 純 損 失               | △129,416 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 令和3年1月1日から  
令和3年12月31日まで )

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |               |           |                               |               |
|---------------------|---------|-----------|---------------|-----------|-------------------------------|---------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 |                               |               |
|                     |         | 資 準 備 金   | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 準 備 金   | そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| 令和3年1月1日残高          | 404,376 | 504,344   | 504,344       | 550       | △79,025                       | △78,475       |
| 事業年度中の変動額           |         |           |               |           |                               |               |
| 新株の発行(新株予約権の行使)     | 79,092  | 79,092    | 79,092        |           |                               |               |
| 当期純損失               |         |           |               |           | △129,416                      | △129,416      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |               |           |                               |               |
| 事業年度中の変動額合計         | 79,092  | 79,092    | 79,092        | —         | △129,416                      | △129,416      |
| 令和3年12月31日残高        | 483,468 | 583,436   | 583,436       | 550       | △208,442                      | △207,892      |

|                     | 株 主 資 本 |             |                                            | 新株予約権  | 純 資 産 計 合 |
|---------------------|---------|-------------|--------------------------------------------|--------|-----------|
|                     | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |        |           |
| 令和3年1月1日残高          | △29     | 830,215     | 7,770                                      | 2,184  | 840,170   |
| 事業年度中の変動額           |         |             |                                            |        |           |
| 新株の発行(新株予約権の行使)     |         | 158,184     |                                            |        | 158,184   |
| 当期純損失               |         | △129,416    |                                            |        | △129,416  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         | —           | △16,170                                    | △2,184 | △18,354   |
| 事業年度中の変動額合計         | —       | 28,767      | △16,170                                    | △2,184 | 10,412    |
| 令和3年12月31日残高        | △29     | 858,982     | △8,400                                     | —      | 850,582   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) たな卸資産

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～15年

工具器具備品 2～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、販売用ソフトウェアについては、見込有効期間(3年以内)に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

当社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作ソフトウェア  
工事進行基準(プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法)
- ・その他の受注制作ソフトウェア  
工事完成基準

#### 5. その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。



(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響により、取引先への訪問が制限されたことによる営業機会の減少したことにより新規案件の受注が減少し、業績に影響を受けました。

このような状況は、翌事業年度より徐々に回復すると仮定して、固定資産の減損などの会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高いため、状況に変化が生じた場合には、将来における財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,857千円  
上記減価償却累計額には、減損損失累計額1,695千円が含まれております。
2. 関係会社に対する金銭債権  
短期金銭債権 1,143千円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- 売上高 1,695千円
- 外注費（売上原価） 21,570千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 21,800,732株 | 1,300,000株 | 一株         | 23,100,732株 |
| 合計    | 21,800,732株 | 1,300,000株 | 一株         | 23,100,732株 |
| 自己株式  | 237株        | 一株         | 一株         | 237株        |
| 合計    | 237株        | 一株         | 一株         | 237株        |

(注)発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による新株の発行1,300,000株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
3. 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、賞与引当金、退職給付引当金、繰越欠損金などであり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金などであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 関連会社等

| 種類   | 会社等の名称                   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係              | 取引内容 | 取引金額(千円) | 科目  | 期末残高(千円) |
|------|--------------------------|-------------------|------------------------|------|----------|-----|----------|
| 関連会社 | 株式会社XYEED                | 所有<br>直接100       | 業務委託<br>契約の締結<br>役員の兼務 | 売上高  | 1,695    | 売掛金 | 1,143    |
|      |                          |                   |                        | 外注費  | 2,670    | 買掛金 | 907      |
|      | Revolution of Kitten Inc | 所有<br>間接 99       | 業務委託<br>契約の締結<br>役員の兼務 | 外注費  | 18,900   | —   | —        |

(注) 1. 株式会社XYEEDは、令和3年12月21日付けでRevolution of Kitten Incの全株式を譲渡いたしました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

2. 取引条件については、双方交渉のうえ決定しております。

3. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類        | 会社等の名称           | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                         | 取引内容  | 取引金額(千円) | 科目  | 期末残高(千円) |
|-----------|------------------|-------------------|-----------------------------------|-------|----------|-----|----------|
| 役員及びその近親者 | 情報環境ソリューションズ株式会社 | —                 | 業務委託<br>契約の締結<br>当社執行<br>役員が代表取締役 | 売上高   | 9,912    | 売掛金 | 7,431    |
|           |                  |                   |                                   | 支払手数料 | 730      | —   | —        |

(注) 1. 取引条件については、双方交渉のうえ決定しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額 36円82銭
- 2. 1株当たり当期純損失(△) △5円77銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はございません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年2月18日

株式会社ジェクシード  
取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

指 定 社 員      公認会計士      藤 井 幸 雄  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      青 野      賢  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェクシードの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェクシード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年2月18日

株式会社ジェクシード  
取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

指 定 社 員      公認会計士      藤 井 幸 雄  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      青 野      賢  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェクシードの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年2月10日

株式会社ジェクシード 監査等委員会

常勤監査等委員 石 川 祐 一 ①

監 査 等 委 員 寺 尾 潔 ①

監 査 等 委 員 大 澤 健 太 郎 ①

監 査 等 委 員 宋 青 ①

(注) 監査等委員 寺尾 潔及び、大澤 健太郎及び宋 青は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

## 電子議決権行使に関するご注意事項

当社は、経済産業省が主導する株主総会プロセスの電子化促進等への取り組みとして、書面による議決権行使の他にインターネット専用の議決権行使サイトをご用意いたしております。インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### ＜当社の指定する議決権行使サイトのご案内＞

<https://gexeed.premium-yutaiclub.jp/>



### ＜電子議決権行使に関するご注意事項＞

#### 1. 議決権行使サイトのご案内

インターネットにより議決権行使をされる場合は、ジェクシード・プレミアム優待倶楽部への会員登録が必要となります。

議決権行使期限：令和4年3月29日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで受け付けいたします。

#### 2. 複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱い

・書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

#### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主の皆様のご負担となりますので、ご了承下さい。

システムに関するお問い合わせ

ジェクシード・プレミアム優待倶楽部 ヘルプデスク

0120-954-691 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款の一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 本店の移動

本社の利便性の向上を目的として本店所在地を千代田区（現本店所在地）から台東区に移転をするものであります。

なお、この変更につきはしては、令和4年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じることとする旨の附則を設け、効力発生日経過後、この附則を削除することといたします。

#### (2) 発行可能株式総数の増加

将来の機動的な資金調達を可能とするため、発行可能株式総数を増加することを目的として、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、30,000,000株から50,000,000株に変更するものであります。

#### (3) 株主総会資料の電子提供制度への対応

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものであります。

#### (4) 常勤の監査等委員について

常勤の監査等委員については、会社法により選定必須ではなく、選定可能といたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款           | 変更案             |
|----------------|-----------------|
| (商号)           | (商号)            |
| 第1条～第2条 (条文省略) | 第1条～第2条 (現行どおり) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>第4条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 会社の発行可能株式総数は、<u>30,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>台東区</u>に置く。</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 会社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第14条 (現行どおり)</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="236 264 351 297">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="236 965 619 999">第16条～第31条 (条文省略)</p> <p data-bbox="252 1077 507 1111">(常勤の監査等委員)</p> <p data-bbox="236 1149 805 1249">第32条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定する。</p> <p data-bbox="236 1402 619 1435">第33条～第42条 (条文省略)</p> | <p data-bbox="839 264 1098 297"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="839 338 1417 510">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="839 551 1417 857">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="839 965 1222 999">第16条～第31条 (条文省略)</p> <p data-bbox="855 1077 1110 1111">(常勤の監査等委員)</p> <p data-bbox="839 1149 1417 1317">第32条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定<u>ことができる。</u></p> <p data-bbox="839 1402 1222 1435">第33条～第42条 (条文省略)</p> |

| 現行定款                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(附則)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>(附則)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過処<br/>置)</p> <p>第2条</p> <p><u>変更前定款第15条 (株主総会参考書類<br/>等のインターネット開示みなし提供)<br/>の削除及び変更後定款第15条 (電子提<br/>供措置等) の新設は、会社法の一部を<br/>改正する法律 (令和元年法律第70号)<br/>附則第1条ただし書きに規定する改正<br/>規定の施行日である令和4年9月1日<br/>(以下「施行日」という) から効力を<br/>生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6<br/>か月以内の日を株主総会の日とする株<br/>主総会については、変更前定款第15条<br/>はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した<br/>日又は前項の株主総会の日から3か月<br/>を経過した日のいずれか遅い日後にこ<br/>れを削除する。</u></p> <p>(本店の所在地変更に関する経過処置)</p> <p>第3条 (本店の所在地) の変更は、令和4年<br/>12月31日までに開催される取締役会において<br/>決定する本店移転日をもってその効力を生じ<br/>るものとし、本附則は、本店移転の効力日経<br/>過後、これを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                  | あら い りょう<br>新井 良<br>(昭和15年12月10日) | 昭和38年11月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社<br>平成4年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 退社<br>(営業統括本部長)<br>平成4年5月 ジャパンシステム株式会社 入社<br>(代表取締役 専務)<br>平成5年6月 不二データコントロール株式会社 入社<br>(代表取締役)<br>平成15年7月 株式会社呼応設立、代表取締役就任<br>平成23年12月 情報環境ソリューションズ株式会社<br>入社 顧問 (現任)<br>令和3年10月 当社 代表取締役 社長執行役員<br>(現任) | 一株                 |
| <p>&lt;取締役候補者の選任理由&gt;<br/>新井良氏は、IT業界での経験が豊富であり、これまでの取引実績等を踏まえ、同氏の経験・見識・人脈を当社の経営に直接活かし、当社の成長を実現していただくことを期待し、当社の業務執行取締役としての選任をお願いします。</p>           |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |
| 2                                                                                                                                                  | しん ぜ<br>辛 澤<br>(昭和40年3月21日)       | 平成25年6月 香港 BMI Hospitality Service<br>Limited (現 GX PARTNERS CO., LIMITED)<br>代表取締役 (現任)<br>平成27年11月 株式会社ランニング設立<br>代表取締役就任 (現任)<br>令和3年6月 石垣食品株式会社 取締役 (現任)<br>令和3年10月 当社 取締役 (現任)                                                                           | 一株                 |
| <p>&lt;取締役候補者の選任理由&gt;<br/>辛澤氏は、投資事業による企業価値向上の実績が数多くあり、幅広い分野での豊富な経験・見識・人脈を有しております。これらを当社の経営に活かし、特に企業買収面での新規事業領域拡大に期待し、当社の業務執行取締役としての選任をお願いします。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |



| 候補者<br>番号                                                                                                                                               | 氏 名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                       | まつだ かおり<br>松田 華織<br>(昭和53年6月18日) | 平成17年6月 野村企業諮詢(上海)有限公司 入社<br>平成23年7月 復星集団 入社<br>平成27年3月 復星集団 東京執行首席代表<br>平成27年7月 復星マネジメント・ジャパン株式会社<br>代表取締役<br>平成27年9月 株式会社イデラキャピタルマネジメン<br>ト 社外取締役<br>令和元年6月 上海金晨碧雲投資管理有限公司<br>顧問(現任)<br>令和2年9月 株式会社Not 取締役(現任)<br>令和3年10月 当社 社外取締役(現任) | 一株                 |
| <p>&lt;社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要&gt;<br/> 松田華織氏は、日本及び中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることを当社の経営にいかしていただき、社外取締役として業務執行体制に対する助言・協力を期待し、選任をお願いします。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                          |                    |

- (注) 1. 辛澤氏は、当社の筆頭株主GX PARTNERS CO., LIMITEDの代表取締役であります。
2. 新井良氏、松田華織氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 松田華織氏は、社外取締役(かつ独立役員)候補者であります。
4. 松田華織氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5か月であります。
5. 当社は、当社定款において、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除きます。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任について一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、松田華織氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                          | 寺尾 潔<br>(昭和44年8月19日)    | 平成6年4月 辰巳共同会計事務所(現辰巳監査法人) 入所<br>平成10年5月 寺尾公認会計士事務所(現I&R会計事務所) 開業<br>平成22年9月 ㈱I&Rビジネスアシスト 代表取締役(現任)<br>平成27年2月 ㈱E-FAS 代表取締役(現任)<br>令和2年1月 辰巳監査法人 代表社員(現任)<br>令和2年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) | 一株                 |
| <p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要&gt;<br/>寺尾潔氏は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験があるとともに、ベンチャー企業でのCF0の経験を有しており、また、数多くのM&amp;A支援の経験、経営者としての知見を有しております。豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためです。</p>                                                               |                         |                                                                                                                                                                                       |                    |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                          | 大澤 健太郎<br>(昭和49年10月22日) | 平成12年1月 司法書士中島圭一事務所 入所<br>平成14年8月 司法書士事務所アルファ・パートナーズ 開業<br>代表司法書士(現任)<br>令和2年3月 当社 社外取締役<br>令和3年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)                                                                 | 一株                 |
| <p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要&gt;<br/>大澤健太郎氏は、これまで、司法書士としての豊富な実務経験と数多くの組織再編の支援の経験・知見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくことを期待し、令和2年3月に当社の監査等委員でない社外取締役に就任されました。今後は、これまでの経験・知見を業務執行取締役に対するガバナンス・監査等委員会の監査の強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いします。</p> |                         |                                                                                                                                                                                       |                    |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <新任><br>3                                                                                                                                                            | りく びん<br>陸 敏<br>(昭和47年5月30日) | 平成18年3月 燦坤日本電器株式会社 入社<br>平成20年8月 株式会社セイコーインターナショナル 入社<br>平成28年10月 株式会社三友商事 管理部部長<br>平成30年9月 gipro japan株式会社 転籍 経理部部長<br>令和元年12月 瑞龍バイオハイテック株式会社 転籍<br>管理部部長(現任) | 一株                 |
| <p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要&gt;<br/>陸敏氏は、女性及び外国人であり、ダイバシティの流れにふさわしい人物です。管理部門の豊富な経験と知見を有している同氏の経験・見識、多様な立場からの意見を当社の経営に反映し、当社経営陣に対する適切な監督と助言を期待しています。</p> |                              |                                                                                                                                                                |                    |

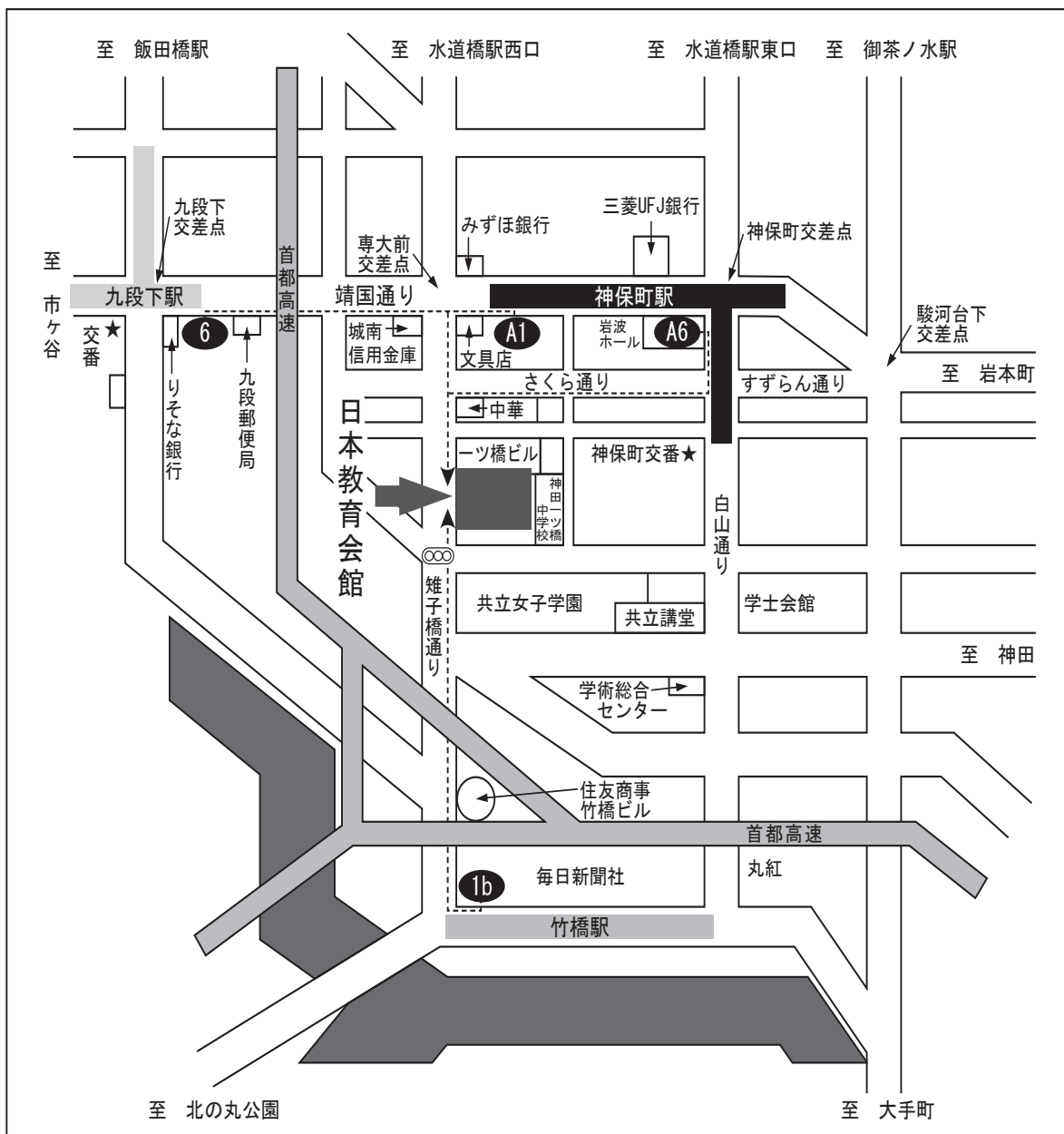
- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役(かつ独立役員)候補者であります。
3. 当社定款において、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除きます。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任について一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、寺尾潔氏、大澤健太郎氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく、監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。また、陸敏氏の選任が承認された場合は、同内容の契約を締結する予定であります。
4. 寺尾潔氏、大澤健太郎氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号  
日本教育会館 7階 707号会議室  
電話 03-3230-2831



## 《交通》

- 地下鉄 都営新宿線「神保町」駅 A1出口 下車徒歩3分  
都営三田線「神保町」駅 A6出口 下車徒歩5分  
東京メトロ半蔵門線「神保町」駅 A1出口 下車徒歩3分  
東京メトロ東西線「竹橋」駅 1b北の丸公園側出口 下車徒歩5分  
東京メトロ東西線「九段下」駅 6番出口 下車徒歩7分  
JR線 総武線「水道橋」駅 西口出口 下車徒歩15分

なお、本会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。